「職場いきいきアドバンスカンパニー」認証制度実施要領

（目的）

第１　誰もがその能力を十分発揮しながら活き活きと働くことができる職場環境づくりに先進的に取り組み、実践する企業を県が認証し、広く発信することで県内全体での普及促進を図る。

（定義）

第２　この要領において、企業とは、長野県内に本社又は事業所があり、県内において事業活動を行う法人、その他社団、又は個人をいう。

（認証の区分）

第３　認証コースは、「ワークライフバランス」「ダイバーシティ」「ネクストジェネレーション」の３コースとする。

（認証基準）

第４　知事は、別表１～４に定める基本項目及び各認証コースの認定基準を満たす企業を認証企業として認証するものとする。

２　知事は、第３に定めるコースを全て認証になった企業を上位認証として認証するものとする。

３　知事は、前２号により認証した場合、認証書を交付するものとする。

（上位認証）

第５　上位認証は、「アドバンスプラス」とする。

（認証申請）

第６　認証を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、認証コースを１つ以上選択の上、認証申請書（様式１号）に次の各号に定める書類を添付し、知事に申請するものとする。

(1) 基本項目（様式２号）及び別表１に定める必要書類

(2) 選択したコースの実践状況報告書（様式３～５号）及び別表２～３に定める必要書類

(3) その他知事が必要と認める書類

２　前項の申請者は、第２に定める企業が行うことができるものとする。この場合において、事業所が複数ある企業については、県内に本社がある場合は本社において、県外に本社がある場合は県内の主たる事業所において一括申請するものとし、事業所単位での申請は認めない。

３　「アドバンスプラス」は、第４第２項の基準を満たした時点で認証し、申請は不要とする。

４　知事は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、申請を認めないものとする。

(1) 暴力団員がその代表者又は役員である場合

(2) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していると判断される場合

(3) 県の他の事業において、前２号の理由により入札指名停止、認定取消、登録取消等の措置があった場合

(4) 企業としての活動実態が無いと判断される場合

(5) 虚偽の申請があった場合

(6) その他知事が適当でないと判断した場合

（認証期間）

第７　認証期間は、月単位とする。

２　各コースの認証期間は、２年間とする。

３　「アドバンスプラス」は、３コースのいずれも認証されている期間に限り認証するものとする。

（優遇措置）

第８　第６の規定により認証を受けた企業（以下「認証企業」という。）は、認証期間中、次の各号に掲げる優遇を受けることができる。

(1) 県の公式ホームページ等により広く公表

(2) 別に定める認証マークの使用

(3) 長野県中小企業融資制度（中小企業振興資金）における貸付利率の優遇

(4) NAGANOインターンシップ補助金における補助上限額の上乗せ

(5) 県が主催するインターンシップフェア等へのイベント優先参加枠への応募

(6) 県の入札参加資格審査における加点

(7) ハローワーク求人票の求人条件特記事項への表示

(8) その他知事が認めたもの

２　前項の(2)以下については、第７第２項に定める期間に限り有効とする。

（変更の届出）

第９　認証企業は、申請内容に変更が生じた場合は、変更届（任意様式）を知事に提出しなければならない。

（認証の更新）

第10　更新の手続きは、第６の規定を準用する。

２　前回の認証期間が終了した月の翌月末日までに更新の申請をした場合の新たな認証期間は、当該終了月の翌月から始まるものとする。

３　未認証のコースを申請する際には、認証期間を合わせるため、認証されているコースの期間途中であっても更新の手続きができるものとする。

（認証書の再交付）

第11　認証企業は、認証書を亡失、又はき損した場合には、再交付願（任意様式）を知事に提出することにより、認証書の再交付を受けることができる。

（認証の辞退）

第12　認証企業は、認証を辞退しようとするときは、辞退届（任意様式）を知事に提出するものとする。

（認証の取消）

第13　知事は、認証企業が第６第４号に該当すると認められるときは、その認証を取り消すものとする。

（事務の所掌）

第14　この要領に関する事務は、産業労働部労働雇用課において所掌する。

２　第６及び第10の手続きについては、申請する企業の所在地を所管する県労政事務所を経由するものとする。

（補則）

第15　この要領に規定するもののほか、「職場いきいきアドバンスカンパニー」認証制度の実施について必要な事項は、別に定める。

附　則

１　この要領は、令和３年10月１日から施行する。

２　「多様な働き方等実践企業」認証制度実施要領（平成27年７月23日制定）（以下「旧要領」という。）は、廃止する。

３　旧要領の規定による認証は、なお効力を有する。この場合において、施行日から令和５年９月30日までの間における事務の取扱いについては、「「職場いきいきアドバンスカンパニー」認証制度移行に係る事務取扱要領」の定めるところによる。